

# セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン約款

---

2024年4月1日実施

## 目 次

1. 適用 .....	1
2. 需給契約の申込み .....	1
3. 契約種別 .....	1
4. 周波数.....	2
5. 東電等.....	2
6. 関電等.....	4
7. nanaco ポイントの付与について .....	7
8. 供給条件の変更.....	7
9. その他.....	7

## 1. 適用

(1) セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン約款（以下「契約プラン約款」といいます。）は、サミットエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、次のイかつロ、またはハの条件を満たす個人（個人事業主を含みます。）の低圧需要家（以下「個人の低圧需要」といいます。）に対して、電気を供給するときの料金その他の条件（以下「供給条件」といいます。）を定めたものです。

イ セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン（以下「従業員プラン」といいます。）の申込日に、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「SEJ」といいます。）の従業員（役員を含みます。以下同じ。）であり、従業員プランの契約期間中、従業員本人が SEJ に在籍していること。

ロ SEJ が従業員に提供する福利厚生サービスの会員番号を保有すること。

ハ 前項イまたはロにかかわらず、キャンペーン等により当社が加入を承諾したこと。

(2) 個人の低圧需要が(1)の条件を満たさず、当社からの電気供給が継続される場合、当社は次のイのとおり供給条件を変更できるものといたします。なおその場合、当社からあらかじめその旨を通知し、変更後の供給条件に基づく電気供給の継続について、意思確認をさせていただきます。

イ (1)の条件を満たさない場合は、当社の nanaco プラン約款に定める供給条件に変更できるものといたします。

(3) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款[低圧](個人)（以下「電気供給約款」といいます。）にて定めた意味で使用するものといたします。

(4) 契約プラン約款に定めのない事項については、当社の電気供給約款に準ずるものとし、契約プラン約款と電気供給約款の定めが異なる場合は、契約プラン約款の定めが優先するものといたします。

(5) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

(6) 契約プラン約款は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定められている離島には適用いたしません。

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の各供給区域

## 2. 需給契約の申込み

お客さまが、新たに契約プラン約款に基づく需給契約を希望される場合は、あらかじめ nanaco 番号を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

## 3. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 東電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて

従量電灯 B および従量電灯 C

- (2) 関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて  
従量電灯 A および従量電灯 B

#### 4. 周波数

周波数は、お客さまの需要場所の区域ごとに次のとおりといたします。

- (1) 北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内  
50Hz（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz）
- (2) 中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電管内  
60Hz（ただし、長野県の一部は 50Hz）

#### 5. 東電等

- (1) 従量電灯 B

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下のものに適用いたします。

##### ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

##### ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

##### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離

島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

最低月額料金は、「料金表」のとおりといたします。(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量 (入力といたします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 4 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
-----------------------	----------

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

##### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

## 6. 関電等

### (1) 従量電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボル

トまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき (イ) および (ロ) によって算定された金額ならびに電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 最低料金

最低料金は、「料金表」のとおりといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりといたします。

ホ その他

当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

### (ハ) 基本料金

基本料金は、1 月につき「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

### (ニ) 電力量料金

電力量料金は、「料金表」のとおりとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。



## 7. nanaco ポイントの付与について

当社は、お客さまが申込みいただいた nanaco 番号へ、100 円につき 3 nanaco ポイントを付与いたします。ただし、当該ポイントの付与は、毎月の電気料金のお支払い金額から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額を対象といたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1 + 消費税等の税率)

## 8. 供給条件の変更

- (1) 当社は、供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 電気事業法施行規則第 3 条の 12 第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

## 9. その他

当社は、従業員プラン契約後の契約変更手続き等のために、お客さまが所属または所属されていた会社ならびに福利厚生サービスの運営会社に対し、氏名および福利厚生サービスの会員番号その他従業員プランの適用条件に係る情報を伝送により提供することがあります。個人情報の取扱いにおいては、従業員プラン契約時にご案内した利用目的の範囲でのみ利用いたします。

**料 金 表**  
(セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン)

北海道電力ネットワークサービスエリア

**従量電灯B**

基本料金	契約電流 10 アンペア	374.00 円
	契約電流 15 アンペア	561.00 円
	契約電流 20 アンペア	748.00 円
	契約電流 30 アンペア	1,122.00 円
	契約電流 40 アンペア	1,496.00 円
	契約電流 50 アンペア	1,870.00 円
	契約電流 60 アンペア	2,244.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.26 円
	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.31 円
	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42.95 円
最低月額料金	1 契約につき	403.70 円

**従量電灯C**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.26 円
	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.31 円
	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42.95 円

東北電力ネットワークサービスエリア

**従量電灯B**

基本料金	契約電流 10 アンペア	369.60 円
	契約電流 15 アンペア	554.40 円
	契約電流 20 アンペア	739.20 円
	契約電流 30 アンペア	1,108.80 円
	契約電流 40 アンペア	1,478.40 円
	契約電流 50 アンペア	1,848.00 円
	契約電流 60 アンペア	2,217.60 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.56 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.09 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.18 円
最低月額料金	1 契約につき	359.58 円

**従量電灯C**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369.60 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.56 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.09 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.18 円

**料 金 表**  
(セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン)

東京電力パワーグリッドサービスエリア

**従量電灯B**

基本料金	契約電流 10 アンペア	295.24 円
	契約電流 15 アンペア	442.86 円
	契約電流 20 アンペア	590.48 円
	契約電流 30 アンペア	885.72 円
	契約電流 40 アンペア	1,180.96 円
	契約電流 50 アンペア	1,476.20 円
	契約電流 60 アンペア	1,771.44 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.85 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.23 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.45 円
最低月額料金	1 契約につき	321.42 円

**従量電灯C**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295.24 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.85 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.23 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.45 円

中部電力パワーグリッドサービスエリア

**従量電灯B**

基本料金	契約電流 10 アンペア	297.00 円
	契約電流 15 アンペア	445.50 円
	契約電流 20 アンペア	594.00 円
	契約電流 30 アンペア	891.00 円
	契約電流 40 アンペア	1,188.00 円
	契約電流 50 アンペア	1,485.00 円
	契約電流 60 アンペア	1,782.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.22 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.54 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.16 円
最低月額料金	1 契約につき	266.06 円

**従量電灯C**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.22 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.54 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.16 円

**料 金 表**  
(セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン)

北陸電力送配電サービスエリア

**従量電灯B**

基本料金	契約電流 10 アンペア	302.50 円
	契約電流 15 アンペア	453.75 円
	契約電流 20 アンペア	605.00 円
	契約電流 30 アンペア	907.50 円
	契約電流 40 アンペア	1,210.00 円
	契約電流 50 アンペア	1,512.50 円
	契約電流 60 アンペア	1,815.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.67 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.37 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34.42 円
最低月額料金	1 契約につき	302.50 円

**従量電灯C**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302.50 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.67 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.37 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34.42 円

関西電力送配電サービスエリア

**従量電灯A**

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	433.41 円
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.20 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.45 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.12 円

**従量電灯B**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416.94 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.82 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.90 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22.33 円

中国電力ネットワークサービスエリア

**従量電灯A**

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712.67 円
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.66 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.11 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39.34 円

**従量電灯B**

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431.90 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.98 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.86 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.00 円

**料 金 表**  
(セブン-イレブン・ジャパン従業員プラン)

四国電力送配電サービスエリア

従量電灯A

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	667.00 円
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時につき	30.50 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	36.90 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.54 円

従量電灯B

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397.10 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.12 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.46 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.74 円

九州電力送配電サービスエリア

従量電灯B

基本料金	契約電流 10 アンペア	316.24 円
	契約電流 15 アンペア	474.36 円
	契約電流 20 アンペア	632.48 円
	契約電流 30 アンペア	948.72 円
	契約電流 40 アンペア	1,264.96 円
	契約電流 50 アンペア	1,581.20 円
	契約電流 60 アンペア	1,897.44 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.18 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.64 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.40 円
最低月額料金	1 契約につき	334.26 円

従量電灯C

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316.24 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.18 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.64 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.40 円